

医療法人徳洲会 近江草津徳洲会介護センター

指定居宅介護支援事業者 運営規定

(事業の目的)

第一条 医療法人徳洲会 近江草津徳洲会介護センターが実施する指定居宅介護支援の事業（以下「本事業」という）は要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービス種類、内容等の計画を作成すると共に、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第二条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 本事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- (4) 本事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り、包括的な生活支援の提供に努める。
- (5) 秘密厳守と各種諸法令を遵守し、善良なる業務遂行に努める。
- (6) 事業所の職員は、人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備をおこなうとともに、ケアマネジメントの知識と技術の向上ができるよう研修を実施する等の措置を講じることとする。
- (7) 上記の他「草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例」およびその他の関係法令等の内容を遵守し、本事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人徳洲会 近江草津徳洲会介護センター
- (2) 所在地 草津市東矢倉3丁目34番52号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第四条 近江草津徳洲会介護センターに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員・主任介護支援専門員)

管理者は主任介護支援専門員であり、本所の介護支援専門員その他の従業者の管理、本事業の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うと共に、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

- (2) 介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じて、及び要介護者等がその心身の状況に置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるように指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- ① 営業日：月曜日から土曜日までとする。
(但し祝日、及び12月31日から1月3日を除く)
- ② 営業時間：午前8時30分から午後5時00分までとする。
- ③ 上記営業時間外においても、電話等により24時間連絡可能な体制を確保する。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第六条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとする。

事 項	備 考
相談場所	利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談を、利用者の居宅または事業所の相談室にて行う。
課題分析	課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者および家族等に面接しておこなうものとする。 利用者の生活全般についての状態を十分に把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。 使用する課題分析の種類は、全国社会福祉協議会アセスメントシートをベースにした近江草津徳洲介護センター独自のものとする。
利用者状況の確認	月1回以上利用者の自宅を訪問し、本人や家族等の心身の状況、生活状況の把握と計画の実施状況の確認を行います。必要に応じて、事前に了承を得た上で主治医からの意見を聴取することがあります。
各サービス提供事業者との連絡調整	目標に沿ったサービスが提供されるよう各サービス提供事業者と情報の共有や連絡調整を行い、必要に応じてサービス担当者会議等を開催する事で連携をはかります。 利用者またはその家族等の同意がある場合、サービス担当者会議にてテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意します。 介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとします。 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリ等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者またはその家族等の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

ケアプラン作成 ・変更	利用者本人や家族と相談の上、居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成します。利用者や家族の希望に応じて、居宅サービス事業者及び当事業所が必要と判断した場合、事業者と利用者双方の合意をもってケアプランの変更を行います。 介護給付対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、民間事業者によるサービスやボランティア等、様々なサービスを検討し、必要に応じた居宅サービス計画を作成するように努めます。
地域ケア会議 における関係者間の 情報共有	地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するように努めます。
給付管理	毎月、ケアプランの内容に基づいて居宅サービスの利用実績を確認し、作成した給付管理票を国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護（要支援）認定等の協力・援助	利用者が要介護認定・要支援認定の区分変更や更新申請を行う際の手続きの代行、必要な支援、助言等を行います。
利用者からの 相談対応	介護保険や介護に関するご相談をお受けします。事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者やその家族が介護保険施設への入所を希望される場合には、介護保険施設に関する情報を提供します。

(利用料等)

第七条 居宅介護支援の利用料その他の費用は次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、利用者に介護保険の適用がある場合には、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合を除いてケアプラン作成料および各種加算の料金に自己負担はありません。
- (2) 提供した指定居宅介護支援について、法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護提供証明書を交付します。

【居宅介護支援費】

居宅介護支援費Ⅰ(i)	要介護１・２	11,621 円
	要介護３・４・５	15,098 円

(1 単位は 5 級地域単価の 10.7 円で計算しています。端数により合計金額に差異が生じる場合があることをご了承ください)

【加算】(以下の要件を満たす場合、上記の料金に以下の金額が加算されます。)

初 回 加 算	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要介護状態区分が 2 区分以上変更となった場合、要支援者が要介護認定を受けた場合	3,210 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した当日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合(予定入院の場合は入院日以前の情報提供を含む)	2,675 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	2,140 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	4,815 円

退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	6,420 円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	6,420 円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスにより受けていること	8,025 円
退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスにより受けていること	9,630 円
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合	2,140 円
通院時情報連携加算	医療機関受診の際に必要な応じてケアマネジャーが同席し、医師等と連携を行うとともに、医師等から当該利用者に対する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	535 円
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	所定単位数の 2.1%

特定事業所加算（Ⅲ）	質の高いケアマネジメントを提供する事業所について、以下の要件を満たす場合 ① 人員配置要件（常勤の主任介護支援専門員 1 名以上と、常勤の介護支援専門員 2 名以上を配置していること）を満たしている ② 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項にかかる情報伝達を目的とした会議を定期開催している ③ 24 時間の連絡受付体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している ④ 高齢者以外の対象者への支援に関する研修等に参加している ⑤ 事業所に在籍している介護支援専門員に対して計画的な研修計画を作成し、実施している ⑥ ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する研修や事例検討会に参加していること ⑦ 地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供している ⑧ 特定事業所集中減算の適用を受けていない ⑨ 介護支援専門員実務研修における実習の協力体制を確保している ⑩ 他法人が運営する指定居宅介護支援事業者と協同で事例検討会や研修会等を実施している ⑪ 多様な主体により提供されるサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に実施されるような居宅サービス計画を作成している	3,456 円
特定事業所加算（Ⅱ）	質の高いケアマネジメントを提供する事業所について、以下の要件を満たす場合 ① 人員配置要件（常勤の主任介護支援専門員 1 名以上と、常勤の介護支援専門員 3 名以上を配置していること）を満たしている 以下、特定事業所加算（Ⅲ）の②～⑪の要件と共通	4,504 円

【減算】(以下の要件を満たす場合、上記の利用料金から以下の金額が減算されます。)

運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行なわれず、一定の要件に該当した場合	所定単位数の 50%
特定事業所集中減算	正当な理由なく、特定のサービス事業所を居宅サービス計画に位置付けた割合が 80%を超える場合	2,140 円
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害発生時において、サービスの提供を継続的に実施、及び早期の業務再開をはかるための計画を策定し、必要な措置を講じていない場合	所定単位数の 1%
高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合	所定単位数の 1%

交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。	
	(1) 実施地域を越えた地点から片道 2 km 以上 4 km 未満	250 円
	(2) 実施地域を越えた地点から片道 4 km 以上 10 km 未満	500 円
	(3) 実施地域を越えた地点から片道 10 km 以上	1,000 円

(通常の事業実施地域)

第八条 通常の事業実施地域は、草津市・大津市一部地域（瀬田地域包括、第 2 瀬田地域包括、第 3 瀬田地域包括管内）とする。

(事故発生時の対応)

第九条 本事業の提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者に係るサービス提供事業所等に連絡を行い必要な措置を講じるとともに、事故の状況および事故に際してとった処置について記録を行います。また、利用者に対し本事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(苦情処理)

第十条 事業者は利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

(個人情報の保護)

第十一条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、本事業での介護サービス提供以外の目的では原則利用しません。職員は従業者でなくなった場合も、これらの知り得た秘密を漏洩させない事を雇用契約上定めています。

(虐待防止と人権擁護に関する事項)

第十二条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生またはその再発を予防するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を設置します。
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知します。
 - (3) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (4) 虐待防止のための研修を定期的実施します。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または擁護者、もしくはサービス提供事業者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村へ報告します。
3. 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ないません。万が一、身体拘束等を行う場合、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(業務継続計画の策定等)

第十三条 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対して本事業の提供を継続的に実施するため次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定し、非常時等には当該計画に従って行動します。
- (2) 従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。
- (4) 事業所は、感染症や非常災害発生時において、他の指定居宅介護支援事業者等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

(感染症の予防および蔓延防止のための事項)

第十四条 事業所は、事業所において感染症が発生した場合の対応及び、まん延防止のための取り組みとして、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行います。

(ハラスメント防止のための事項)

第十五条 事業所は、セクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメントなどの各種ハラスメントを予防するため、以下の措置を講じます。

- (1) 事業所は、提供した指定居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からのハラスメントに迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。
- (2) 事業所は、適切な居宅介護支援事業を実施する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(その他運営に関する重要事項)

第十六条 その他運営に関する事項については、次のとおりとする。

- (1) 事業所は、本事業の社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るために研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備します。
- (2) 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、居宅介護支援台帳については居宅介護支援の提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から5年間保存するものとする。
- (3) この規定に定める事項の他に、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- この規定は、平成21年6月1日から施行する。
- この規定は、平成27年4月1日から施行する。
- この規定は、令和2年7月1日から施行する。
- この規定は、令和3年6月1日から施行する。
- この規定は、令和6年12月1日から施行する。
- この規定は、令和7年6月1日から施行する。
- この規定は、令和8年6月1日から施行する。